

業務委託仕様書

「口座振替依頼書等作成封入業務」（以下「業務」という。）に係る業務内容等は、本仕様書に基づくほか、法令及びさいたま市契約規則、さいたま市業務委託契約約款等市の定める契約に関する定めに従い行うものとする。

1 業務概要

この業務は、以下のとおりである。

- (1) 口座振替依頼書、同封チラシ、返信用封筒及び専用封筒を作成
- (2) 封入
口座振替依頼書及び同封チラシを併せて専用封筒に封入
※返信用封筒は封入せずそのまま納品
- (3) 指定する期日に指定する場所に納品

2 業務内容および数量

- (1) 口座振替依頼書・同封チラシ・返信用封筒・専用封筒作成

作成物	数量	規格
口座振替依頼書	8,400 枚	3 枚複写と記載例の計 4 枚で 1 セットである。また、文書校正及び色校正を行う
同封チラシ	8,400 枚	A 4 サイズ・色上質紙とし、文書校正及び色校正を行う
返信用封筒	8,400 枚	カラー紙・長 3 サイズ・片面印刷とし、文書校正及び色校正を行う
専用封筒	8,400 枚	ケント紙・洋長 3 サイズ・両面印刷・区内特別とし、文書校正及び色校正を行う

- (2) 封入

封入物は以下のとおり

- ア 口座振替依頼書（三つ折）
- イ 同封チラシ（A 4 三つ折・あさぎ色）

- (3) 納品

令和 8 年 1 1 月 6 日（金）までに、別紙のとおり北部市税事務所納税調査課及び各区役所保険年金課国保係へ市の指定する数量ずつ納品する。

納品場所	所在地	連絡先（048）
北部納税調査課	〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 646-3048
西区	〒331-8587 西区西大宮 3-4-2	TEL 620-2673
北区	〒331-8586 北区宮原町 1-852-1	TEL 669-6073
大宮区	〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 646-3073
見沼区	〒337-8586 見沼区堀崎町 12-36	TEL 681-6073
中央区	〒338-8686 中央区下落合 5-7-10	TEL 840-6073
桜区	〒338-8586 桜区道場 4-3-1	TEL 856-6183
浦和区	〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4	TEL 829-6162
南区	〒336-8586 南区別所 7-20-1	TEL 844-7183
緑区	〒336-8587 緑区大字中尾 975-1	TEL 712-1183
岩槻区	〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5	TEL 790-0174

3 予定数量

8, 4 0 0 件

4 委託期間

契約締結日から令和8年11月6日（金）まで

5 委託料

市が受託者に支払う委託料は総価契約とする。

6 請求及び支払

- (1) 委託料の請求は、本仕様書に基づくすべての経費を含むものとする。
- (2) 受託者は、業務内容確認後、委託料を請求するものとし、市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 情報セキュリティの確保

業務を行うにあたり、情報資産の取扱いについては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

9 一般事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (3) 受託者は、委託者から求められた場合、業務履行確認検査等の立会い及びその準備を行う。
- (4) 本仕様書及び業務委託仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。
- (5) 受託者は、契約締結前に委託者と受託者で協議し、委託者の承諾後に支払内訳書を作成し提出する。